相談・申請の記録

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 相談機関名 | 電話番号  （担当者） | 備　考 |
| 年　　月　　日 |  | （　　　　） | □相談□申請 |
| 年　　月　　日 |  | （　　　　） | □相談□申請 |
| 年　　月　　日 |  | （　　　　） | □相談□申請 |
| 年　　月　　日 |  | （　　　　） | □相談□申請 |
| 年　　月　　日 |  | （　　　　） | □相談□申請 |
| 年　　月　　日 |  | （　　　　） | □相談□申請 |
| 年　　月　　日 |  | （　　　　） | □相談□申請 |
| 年　　月　　日 |  | （　　　　） | □相談□申請 |
| 年　　月　　日 |  | （　　　　） | □相談□申請 |
| 年　　月　　日 |  | （　　　　） | □相談□申請 |
| 年　　月　　日 |  | （　　　　） | □相談□申請 |

相談・ケース会議の記録

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日時 | 年　　月　　日（　）　時～　　時 |
| 相談先・出席者 |  |
| 相談内容 |  |
| 相談結果 |  |
| 支援期間その他 |  |
| 実施日時 | 年　　月　　日（　）　時～　　時 |
| 相談先・出席者 |  |
| 相談内容 |  |
| 相談結果 |  |
| 支援期間その他 |  |
| 実施日時 | 年　　月　　日（　）　時～　　時 |
| 相談先・出席者 |  |
| 相談内容 |  |
| 相談結果 |  |
| 支援期間その他 |  |

コピー記録表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | コピーを渡した人 | 目的 | ページ |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |
| 年　　月　　日 |  |  |  |

相談・サポート先一覧

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※令和２年９月現在

○保育・預かりに関すること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　称 | 連絡先 | 内　　容 |
| ファミリーサポート制度 | ６４－３０３３鶴居村社会福祉協議会 | 会員間で一時預かりなど支援を受けられます。  ３０分３００円（村からの助成制度あり） |
| 鶴居村立鶴居保育園 | ６４－２１１６  役場保健福祉課  または  ６４－２９０４  鶴居村子どもセンター  「こすもす」 | ０歳６か月から預かりなどの支援を受けられます。 |
| 鶴居放課後児童クラブ | 小学校１年生から６年生までの放課後の預かり支援を行います。 |
| 鶴居小型児童館 | １８歳未満の児童が過ごすことができる児童館です。 |
| 鶴居子育て支援センター | 鶴居村在住の妊婦さん、就学前の乳幼児と保護者等の相談対応、子育ての講習会などを行います。 |
| 下幌呂放課後児童クラブ  「青空キッズ」 | ６４－２１１６  役場保健福祉課 | 小学校１年生から６年生までの放課後の預かり支援を行います。 |

○子どもに関する悩みなどの相談窓口

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談機関名 | 連絡先 | 相談分野 |
| 鶴居村保健福祉課  健康推進係 | ６４－２１１６ | 妊産婦、子どもの発達、病気、子育てのこと |
| 鶴居村保健福祉課  福祉係 | ６４－２１１６ | 障害に関すること、母子家庭に関すること、経済的な問題に関すること |
| 鶴居村社会福祉協議会 | ６４－３０３３ | 一時預かり制度（ファミリーサポート）、生活福祉資金貸付、修学資金貸付等 |
| 鶴居村教育委員会教育課 | ６４－２０５０ | 青少年の育成、学校教育についての相談 |
| おひさまの会（鶴居村保健福祉課　健康推進係） | ６４－２１１６ | 障がいを持つ子の親の会。ハンディがあるないに関わらず、育児真っ最中の方から育児が終わった方まで、型枠なくお茶とおしゃべりしませんか？ |
| 釧路  こども家庭支援センター | ３２－１１５０ | 子どもや家庭の悩みについての相談。２４時間対応。相談は匿名でも構いません。 |
| 釧路市療育センター  こども発達相談室 | ２４－８９９５ | 心身の発達に遅れ又は障がいのあるお子さんの総合相談 |
| 聞こえとことばの相談 | ５７－９０１３ | 言葉の発達やコミュニケーション手段に関する相談、聞こえに関する相談。3歳～ |
| 発達障がい者支援  道東地域センター　きら星 | （０１５５）  ３８－８７５１ | 発達障がい者及びその家族に対する相談支援、発達支援、就労支援、一時保護等 |
| 釧路児童相談所 | ９２－３７１７ | 子どもの心や体に関すること、家庭や学校で困っていること等子どもに関わる全ての相談 |
| 釧路教育局  教育相談電話 | ４３－１４７５ | いじめや不登校などの学校教育に関する悩みなどについての相談 |
| 釧路地方法務局  子どもの人権１１０番 | ３４－３１１０ | いじめ、体罰、虐待などの相談 |
| くしろ  若者サポートステーション | ６８－５１０２ | ひきこもりや不登校などの相談。１５歳～ |

○女性の悩みなどの相談窓口

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　称 | 連絡先 | 内　　容 |
| 女性の健康サポートセンター（釧路保健所） | ２２－１２３３ | 妊娠や出産、子育てについての不安や悩み、思春期、更年期の心や身体に関することなど |
| 釧路総合振興局保健環境部社会福祉課母子自立支援員 | ４３－９２５７ | 母子家庭や、女性としての困りごとの相談 |
| 釧路総合振興局配偶者  暴力相談支援センター | ４１－１１１０ | 配偶者からの暴力に悩んでいる時に |
| 北海道警察釧路方面  本部相談センター | ２３－０１１０ | 配偶者暴力に関する相談 |
| NPO法人駆け込みシェルター釧路 | ３２－７７０１ | 各種手続きの同行、生活物資の調達、生活再建等　平日13時～17時 |
| 釧路弁護士会 | ４１－３４４４ | DV被害者の相談（30分以内5千円）  １６時～１９時 |
| 女性の人権ホットライン  （釧路地方法務局） | ３１－２１１０ | DV、セクハラなどの相談 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **分　類** | **各ページの名称** | **シート番号** |
| 相談支援編 | ☆計画相談の記録・発達支援や福祉サービスの記録 | 支－1 |
| ☆手帳・発達検査の記録 | 支－2 |
| 各種手当・助成制度活用の記録 | 支－３ |
| 児童相談所や特別支援教育センター等の相談歴 | 支－４～６ |
| 学校教育・保育での配慮・支援の記録編  ※小学校、中学校の個別の教育支援計画についてのご質問等は、鶴居村教育委員会までお問合せください。  ℡６４－２０５０ | ☆鶴居村個別支援計画（保育園） | 支－７・８ |
| 「個別の教育支援計画」作成と活用について  鶴居村教育委員会 | 支－９ |
| ☆鶴居村教育支援計画（小・中学校）  鶴居村教育委員会 | 支－１０ |
| （高等学校の個別支援計画は、各学校の書式によります。） | |
| 青年期以降編 | 自立に向けたチェックシート | 支―１１～１４ |
| 成人期の生活の記録 | 支－1５・1６ |
| 就労の記録 | 支－１７・１８ |
| 職業訓練・実習の記録 | 支－１９・2０ |
| 「親なき後を支えるために」編 | 「親のねがい」 | 支－2１ |
| 「本人の生計」 | 支－2２ |
| 「各種保険・年金の記録」 | 支－2３ |
| 「本人の財産」 | 支－2４ |
| 「親の財産」 | 支－2５ |
| 「成年後見について」 | 支－2６ |
| 「成年後見人」 | 支－2７ |
| 「日常生活自立支援事業」 | 支－２８ |

追加支援シートは特別な支援や配慮を必要とするお子さんたちが一貫した支援を受けるために役立つシートです。お子さんの育ちには、早期の療育、一貫した支援が有効と言われています。心配だなと感じたら、お気軽に保健師、福祉係にご相談ください（℡６４－２１１６）。

追加支援シートについて

○支援シートは鶴居村役場保健福祉課窓口でお渡しします。またはホームページでダウンロードできます。

☆印は、福祉・教育機関と連携する際の情報共有に役立てることができます。必要な方へコピーしてお渡しするとよいでしょう。